

# 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

住所  
申告者 氏名

(自署又は記名押印をお願いします。)

電話番号

地方税法附則第15条の9第9項及び第10項の規定により下記のとおり申告します。

所有者の住所					
所有者の氏名又は名称					
家屋の所在地					
家屋番号(注2)			種類 (貸家住宅は除く)		
構造			床面積	m <sup>2</sup>	
建築年月日	昭和	年 月 日	登記年月日(注2)	昭和	年 月 日
	平成			平成	
	令和			令和	
省エネ改修工事 完了年月日	令和	年 月 日	省エネ改修工事 費用(注3)	円	
3ヶ月以内に提出できなかった理由(注4)					

(注1) 申告書には、登録された建築士事務所に属する建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する増改築等工事証明書を添付してください。

(注2) 「家屋番号」、「登記年月日」欄は家屋が登記されている場合のみ記載してください。

(注3) 区分所有家屋のときは、住宅一戸当たりの金額を記載してください。

(注4) 申告書を提出する日が、省エネ改修工事完了年月日から3ヶ月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を記載してください。

## 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成26年4月1日以前から現存する住宅を令和8年3月31日までの間に省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分までに限る。）を3分の1（平成29年4月1日以降に長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2）減額します。

下記の要件に当てはまる方は、改修後3ヶ月以内に「住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書」に領収書、工事明細書、改修箇所の図面、工事写真（改修前・後）及び増改築等工事証明書等の関係書類を添付して資産税課まで申告してください。

長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、該当することを証する認定通知書等を提出してください。

### <要件>

#### 1 対象となる家屋の要件

平成26年4月1日以前から所在している家屋（貸家住宅は除く。）であること

#### 2 本措置の対象となる「省エネ改修工事」の要件

次の要件をすべて満たす工事であること

（1）次のイの工事、又はイと併せて行うロ～ニの工事であること

イ 窓の断熱改修工事・・・この工事は必須です

ロ 床の断熱改修工事

ハ 天井の断熱改修工事

ニ 壁の断熱改修工事

（2）改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

（3）省エネ改修工事後の住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

#### 3 費用要件

次のいずれかの要件を満たしていること。

・省エネ改修工事に要した費用のうち自己負担額が60万円超

・省エネ改修工事に要した費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて自己負担額が60万円超

### <その他>

申告の際には、登録された建築士事務所に属する建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する増改築等工事証明書が必要です。

なお、この制度は一住宅につき一度しか減税を受けることができません。